

【室戸市立吉良川中学校】部活動に係る活動方針

学校教育目標

優しさと温かみがあり、主体的に活動できる生徒

部活動の活動方針

- (1) スポーツを楽しむことで、運動習慣の確立を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図る。また、文化や科学等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指す。
- (2) 生徒がバランスの取れた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。
- (3) 生徒が主体的に参加し、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むことができるようにする。

基本的事項

①運営に関すること

- (1) 部活動設置について
 - ・本校の教育活動の中に部活動を設置し、教師・生徒とも全員参加を原則に取り組む。
- (2) 指導体制について（顧問配置、外部指導者の活用等）
 - ・顧問、学級担任、保護者間等の連携をとり、円滑な運営を心がける。
 - ・専門性を有した外部指導者の効果的な活用（部活動指導員、運動部活動サポート事業）等、本校の実態に応じた工夫を行う。
- (3) 顧問会、部長会について
 - ・顧問会を2ヶ月に1回開き、各部の現状や課題を共有し、全員で課題解決に向けた取組を行う。
 - ・部長会を学期に1回開き、活動について共通認識を図る。
- (4) 家庭、地域との連携について
 - ・部活動保護者会を開き、保護者と顧問による円滑な運営のための共通理解を図る。
 - ・活動方針並びに活動計画（休養日、活動時間等を明記）等を公表する。

②活動に関すること

- (1) 施設や用具について
 - ・使用した設備の整頓・清掃、校舎の施設等は顧問が責任をもって行う。
- (2) 事故防止や安全対策について
 - ・各部活動の目標に沿って、年間計画及び毎月の活動計画に沿って活動する。原則として、顧問もしくは副顧問がついて指導にあたる。
 - ・事故には十分留意し、怪我が起きた場合速やかに処置、管理職・養護教諭及び保護者に連絡・報告する。
- (3) 大会参加について
 - ・事前に「行事・競技会等への参加願い」を提出する。
- (4) 対外試合、合同練習等の実施について
 - ・他校または外部との試合・合同活動の際には、事前に「許可願」を提出する。
- (5) 活動の服装について
 - ・体操服および、部で揃えた練習着、または制服とする。
- (6) 定期テストの一週間前からは活動停止とする。（朝練習を含む）
※大会前等の特別な事情がある部は保護者ならびに職員会の了承を得て、練習を許可する場合もある。

③活動時間に関すること

- (1) 活動日と休養日の設定
 - ・〈活動日〉平日の活動は週4日、水曜日を原則休養日とする。休日の活動は原則日曜日を休養日とする。
※朝練習は原則しない。場合によって朝練習を実施した場合は、放課後の活動時間とあわせて2時間程度となるよう配慮する。
※駅伝等による合同練習時間は、各部活動の練習時間を含むものとする。場合によって朝練習を実施することもある。
 - ・〈休養日〉部の諸事情を考慮しながら、部ごとに週2日以上休養日を設ける。
※土日等休日に大会や練習試合等がある場合、次の月曜日を休養日とする。
- (2) 活動時間の設定
 - ・〈平日〉2時間程度（練習は始業前（朝練習）と終業後（午後練習）の時間帯に行う。）
（朝練習を行う場合は、始業前30分程度とする。）
 - ・〈週末〉3時間程度
 - ・〈長期休業中の休養日〉学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、一定期間の休養日を設定する。
 - ・〈定期テスト期間中の活動〉一週間前からは活動停止とする。（朝練習を含む）
※大会前等の特別な事情がある部は生徒と保護者の了承を得て、職員会で検討し練習を許可する場合もある。
 - ・〈終了・下校時刻〉平日：18時30分までに下校する。（3月～10月中間テスト発表）
18時00分までに下校する。（10月中間テスト以降～2月）
休日：16時30分までに下校する。